

食の安全安心推進基本計画（第5期）（素案） の策定概要

令和7年度第1回みやぎ食の安全安心推進会議 資料
食と暮らしの安全推進課

基本計画の概要と第4期基本計画の構成

基本計画の概要	
策定根拠	みやぎ食の安全安心推進条例 第6条
目的	「食品の安全性及び信頼性」を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため
策定方法	県民の意見を反映することができるようパブリックコメントを行うほか、みやぎ食の安全安心推進会議の意見を聴いた上で、議会の議決を経る

第4期基本計画の施策大綱概要	
大分類	安全
	安全で安心できる食品の供給の確保
	主に、生産の現場又は流通の段階で生産者・事業者が取り組む食の安全安心を行政が支援するとともに、食の安全安心が確保されているかどうか監視及び指導を行う施策です。特に、科学的な知見に基づく食品の安全性の確保が必要なことから、「安全」をキーワードとしています。
中分類	▶ 生産・供給体制支援
	▶ 監視・指導・検査の徹底
大分類	安心
	食の安全安心に係る信頼関係の確立
	県、生産者・事業者及び消費者が共に信頼しながら、食の安全安心を作り上げていく施策です。食品を安心して選択するためには、生産者・事業者等と消費者との信頼関係が必要なことから、「安心」をキーワードとしています。
中分類	▶ 情報共有・相互理解
	▶ 県民総参加
大分類	協働
	食の安全安心を支える体制の整備
	1と2の施策をサポートし、推進していく施策です。県、生産者・事業者及び関係者等が連携し、総合的に推進していくことが必要なことから、「協働」をキーワードとしています。
中分類	▶ 体制整備
	▶ 連携強化

第5期基本計画について推進会議での承認事項 I

基本計画策定の進め方（視点・定義・その他策定の方向性）

策定視点	基本計画の目的や対象、施策体系・施策内容を整理し、より分かりやすい基本計画の策定を進める		
目的対象	目的：食品の安全性（安全）及び信頼性（安心）を確保 対象：生産者・事業者・消費者	◀	推進条例 第1条 この条例は、県民の生命及び健康に関する権利の重要性にかんがみ、 <u>県民が</u> 健やかな食生活を営むための <u>食品の安全性及び信頼性</u> （以下「食の安全安心」という。）の確保に向け・・・（略）
安全安心とは	安全：県・事業者が科学的知見に基づく各種施策を実施 安心：情報や施策の結果を県民が正しく理解	◀	食品安全基本法第5条 食品の安全性の確保は・・・（中略）科学的知見に基づいて講じられることによって・・・（略） ※安心は法による明確な定義が存在しない
施策範囲	食品の生産から販売及び消費に至る一連の過程の各段階における安全安心の確保	◀	推進条例 第3条 ……（中略）県は、国及び市町村との役割分担を踏まえて、 <u>食品の生産から販売及び消費に至る一連の過程</u> （以下単に「一連の過程」という。）において、必要な食の安全安心の確保に関する施策を適切に実施しなければならない。
策定方法	 県民アンケートの実施と集約 - 消費者モニターに捕らわれず幅広く意見収集 - 全体の傾向を踏まえつつ、特に<u>大学生</u>など今後長く宮城県で暮らす<u>若者、子育て世代</u>の意見を抽出 モニターアンケートの年齢構成は60代以上が6割を超える		

第5期基本計画について推進会議での承認事項Ⅱ

施策体系（大分類～中分類）

第4期基本計画

大分類	中分類
大綱Ⅰ 安全で安心できる食品の供給の確保 【安全】	生産及び供給体制の確立（第7条）
	監視指導及び検査の徹底（第8条）
大綱Ⅱ 食の安全安心に係る信頼関係の確立 【安心】	情報共有及び相互理解の促進（第9条）
	県民参加（第11条）
大綱Ⅲ 食の安全安心を支える体制の整備 【協働】	体制整備及び関係機関等との連携強化（第10条）
	みやぎ食の安全安心推進会議の設置（第14条）

第5期基本計画

大分類	中分類
大綱Ⅰ 食の安全の確保 -科学的知見に基づくもの-	一次産業における適切な生産環境の確保（第7条）
	食品の適切な製造・流通・消費環境の確保（第7条）
大綱Ⅱ 食の安心の確保 -信頼感・納得感に基づくもの-	県民参加体制の構築（第11条）
	食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備（第10条）

変更概要

変更点 1	大分類【協働】を【安全】と【安心】に統合
変更点 2	【安全】の中分類の分類方法を変更

（変更前）県施策の取組種類別

- 生産及び供給体制の確立（生産者及び事業者に対する支援）
- 監視指導及び検査の徹底（生産者及び事業者に対する監視）

（変更後）施策の段階別

- 一次産業における適切な生産環境の確保（生産段階の支援・監視）
- 食品の適切な製造・流通・消費環境の確保（製造～消費段階の支援・監視）

変更点 3	【安心】の中分類を再構築
----------	--------------

大分類	中分類	小分類	目標の方向性	No	個別施策	
食の安全の確保	一次産業における適切な生産環境の確保	適切な生産資材製造業者の監視・検査	(みや米) 立入検査数	01	農業分野における適正な生産資材の製造・流通の促進	
			(畜産) 立入検査実施率	02	畜産業分野における適正な生産資材の製造・流通の促進	
			(水基) 立入検査実施率	03	水産業分野における適正な生産資材の製造・流通の促進	
		適切な生産に向けた生産者の指導	(みや米) 立入検査数	04	安全な農産物の生産に向けた指導	
			(畜産) 規格基準違反数	05	安全な畜産物の生産に向けた指導	
			(水基) 規格基準違反数	06	安全な水産物の生産に向けた指導	
			(林振) 生産再開者数	07	安全な林産物の生産に向けた指導	
		食の安全性確保に関する知見の蓄積	(各課) 定性	08	農業分野における調査研究による科学的知見の蓄積	
				09	畜産業分野における調査研究による科学的知見の蓄積	
				10	水産業分野における調査研究による科学的知見の蓄積	
				11	林業分野における調査研究による科学的知見の蓄積	
	食品の適切な製造・流通・消費環境の確保	適切な監視指導及び食品検査の実施	(食暮) 監視指導実施率 (食暮) 食品検査実施率	12	食品営業施設の監視指導の徹底	
				13	監視指導計画に基づく食品検査による安全性の確保	
				14	食品表示の適正化に向けた調査等の実施	
				15	食品等に含まれる放射性物質検査の実施	
				16	関係団体と連携した事業者の衛生管理能力向上支援	
		食品事業者による安全性確保に向けた支援	(食暮) 取組宣言者数	17	取組宣言による自主基準の公開	
食の安心の確保	県民参加体制の構築	幅広い県民意見収集機会の提供	(食暮) 県民アンケート 情報収集の満足度	18	食の安全安心に関する県民アンケートの実施	
				19	監視指導計画に対するパブリックコメントの実施	
				20	みやぎ食の安全安心推進会議の設置	
				21	食の安全安心に係る相談窓口の設置	
		食の安全安心に関する情報発信	(食暮) 県民アンケート 情報発信の満足度	22	各種広告媒体を使用した積極的な情報発信	
				23	食の安全性に関するPRイベント等の開催	
		消費者等に対する研修会等の実施	(食暮) 県民アンケート 知識向上の満足度	24	食の安全安心に係る各種研修会等の実施	
				25	放射性物質に関するリスクコミュニケーションの充実	
				26	食育の推進及び食に関する正しい知識の普及	
				27	食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進	
		食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備	危機管理体制整備と対応マニュアルの整備	(食暮) 定性	28	食の危機管理基本マニュアルの整備及び食の危機管理対応チーム会議による情報共有
					29	継続的に安全を担保するための内部人材育成

5

第5期基本計画の施策体系案詳細（中分類1）

中分類	小分類	目標の方向性	個別施策
中分類1 一次産業における適切な生産環境の確保 生産段階	小分類1 適切な生産資材製造業者の監視・検査【物】	【不適正な資材の流通防止】 農業：農薬販売者立入検査実施数 畜産：飼料製造者立入検査実施率 水産：飼料製造者立入検査実施率	農業分野における適正な生産資材の製造・流通の促進
			畜産分野における適正な生産資材の製造・流通の促進
			水産分野における適正な生産資材の製造・流通の促進
	小分類2 適切な生産に向けた生産者の指導【人】	【資材の不適正使用の防止】 農業：農薬使用者立入検査実施数 畜産：規格基準違反数 水産：規格基準違反数 林業：生産再開者数	安全な農産物の生産に向けた指導
			安全な畜産物の生産に向けた指導
			安全な水産物の生産に向けた指導
			安全な林産物の生産に向けた指導
	小分類3 食の安全性確保に関する知見の蓄積【知】	【研究等の進捗】	農業分野における調査研究による科学的知見の蓄積
			畜産分野における調査研究による科学的知見の蓄積
			水産分野における調査研究による科学的知見の蓄積
			林業分野における調査研究による科学的知見の蓄積

中分類1（生産段階）の施策対象を【物（資材）】【人（事業者）】【知（研究・調査）】に分け、施策の目的（何に向けた施策なのか）を明確化した

小分類に関連する目標を設定し、目標を達成するための手段として個別施策を展開する構成とする

- 小分類1：不適正な資材の流通防止
- 小分類2：資材の不適正使用の防止
- 小分類3：研究等の進捗（定性）

複数部局が関わる小分類のため、施策の表記方法を統一した

- 小分類1：【物】 みや米課・畜産課・水基課
- 小分類2：【人】 みや米課・畜産課・水振課・林振課
- 小分類3：【知】 みや米課・畜産課・水基課・林振課

第5期基本計画の施策体系案詳細（中分類2）

中分類	小分類	目標の方向性	個別施策
中分類2 食品の適切な製造・流通・消費環境の確保	小分類4 適切な監視指導及び食品検査の実施【物】	【不適正な食品の流通防止】 監視指導実施率 食品検査実施率	食品営業施設の監視指導の徹底
			監視指導計画に基づく食品検査による安全性の確保
			食品表示の適正化に向けた調査等の実施
			食品等に含まれる放射性物質検査の実施
	小分類5 食品事業者による安全性確保に向けた支援【人】	【衛生管理能力の高い事業者の増加】 みやぎ食の安全安心取組宣言登録者数	関係団体と連携した事業者の衛生管理能力向上支援
			みやぎ食の安全安心取組宣言による自主基準の公開

中分類2（製造～消費段階）の施策対象を【物（食品・施設）】【人（事業者）】に分け、施策の目的（何に向けた施策なのか）を明確化した

- 小分類に関連する目標を設定し、目標を達成するための手段として個別施策を展開する構成とする
- 小分類4：不適正な食品の流通防止
 - 小分類5：衛生管理能力の高い事業者の増加

- 第4期計画において食品に対する複数の検査を一つの施策として表記した
- 第4期計画では小分類の一つであった放射性物質検査も、食品検査の一部として、個別施策で整理した

第5期基本計画の施策体系案詳細（中分類3）

中分類	小分類	目標の方向性	個別施策
中分類3 県民参加体制の構築 生産～消費段階	小分類6 幅広い県民意見収集機会の提供 【情報収集】	【情報収集に対する満足度上昇】 県民アンケートにおける情報収集に対する満足度	食の安全安心に関する県民アンケートの実施
			監視指導計画に対するパブリックコメントの実施
			みやぎ食の安全安心推進会議の設置
			食の安全安心に係る相談窓口の設置
	小分類7 食の安全安心に関する情報発信 【情報発信】	【情報収集に対する満足度上昇】 県民アンケートにおける情報発信に対する満足度	各種広告媒体を使用した積極的な情報発信
			食の安全性に関するPRイベント等の開催
	小分類8 消費者等に対する研修会等の実施 【知識向上】	【情報収集に対する満足度上昇】 県民アンケートにおける知識習得に対する満足度	食の安全安心に係る各種研修会等の実施
			放射線・放射能に関するリスクコミュニケーションの継続
			食育の推進による食に関する正しい知識の普及

県民アンケートにより情報の扱いが安心に寄与していると考えられることから、中分類3の施策対象を【情報収集（県民ニーズの把握）】【情報発信】【知識向上（情報を正しく理解）】に分け、施策の目的（何に向けた施策なのか）を明確化した

小分類に関連する目標を設定し、目標を達成するための手段として個別施策を展開する

安心は主観的なものであることから、アンケートによる満足度を指標とする

- 小分類6：情報収集に対する満足度上昇
- 小分類7：情報発信に対する満足度上昇
- 小分類8：知識向上に対する満足度上昇

- 第4期計画において、対象を県民及び消費者モニターとで分けて表記していた類似・同様の施策を再整理し、広く県民に対する施策に統一した
- 県民ニーズの把握 ▶ ニーズに対する情報発信 ◀ 情報を正しく理解するための知識向上 の構造を明確にした

第5期基本計画の施策体系案詳細（中分類4）

中分類	小分類	数値目標の方向性	個別施策
中分類4 食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備 生産～消費段階	小分類9 危機管理体制整備と対応マニュアルの整備【危機管理】	【継続的な体制整備】	食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進
			食の危機管理基本マニュアルの整備及び食の危機管理対応チーム会議による情報共有
			継続的に安全を担保するための職員の人材育成

第4期計画において大分類3【協働】の中に位置付けていた危機管理体制の構築を、中分類及び小分類として再設定した

危機管理体制の構築は条例制定後20年間継続してきており、体制は確立していると言える
具体的な数値目標を設定せず、庁内関係課室における危機管理スキームの共有等の定性目標とする

- 小分類9：継続的な体制整備（定性）

- 第4期計画の大分類3において実施している内容を再整理
- 継続的な食の安全安心確保を目的とした庁内人材育成を新たな施策として設定した

	No	統廃合	統合先	個別施策
安全	01	×	－	環境にやさしい持続可能な農業の推進
	02	×	－	農業生産工程管理（GAP）の普及拡大
	03	◎	01, 04	農薬の適正使用の推進
	04	×	－	牛のトレーサビリティシステムの推進
	05	◎	08	土壌環境適正化の推進
	06	×	－	家畜伝染病の発生予防の徹底
	07	◎	10	貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進
	08	◎	07	特用林産物の生産再開への支援
	09	◎	16	HACCPを踏まえた自主的な衛生管理体制の整備の推進
	10	×	－	外食産業の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大
	11	◎	01, 04	農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化
	12	◎	01, 02, 03	肥料及び飼料の品質並びに安全の確保のための検査及び指導の実施
	13	×	－	動物用医薬品の流通，販売等に関する指導
	14	×	－	高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施
	15	◎	12	食品営業施設の監視指導の徹底
	16	◎	13	食品検査による安全性の確保
	17	◎	13	安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導（BSE対策を含む）の徹底
	18	×	－	米穀事業者の監視指導の徹底
	19	◎	14	適正な食品表示を確保するための監視指導の実施
	20	◎	14	ウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施
	21	◎	14, 24	食品表示に関する研修会等の実施
	22	◎	15	農林水産畜産物等の検査
	23	◎	15	流通食品の検査
安心	24	◎	22	県民への分かりやすい情報の迅速な提供
	25	◎	22	監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表
	26	◎	23	消費者と生産者・事業者との相互理解の促進
	27	◎	23	関係団体等との連携・協働の推進
	28	◎	26	食育の推進
	29	◎	25	リスクコミュニケーションの実施
	30	×	－	水道水の検査結果の公表
	31	◎	15	住民持ち込み測定
	32	◎	18, 23, 24	県民が参加する消費者モニター制度の推進
	33	◎	17	生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援
協働	34	◎	26	知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発
	35	◎	18, 19, 20	県民の意見の把握と反映
	36	◎	21	食の安全安心に関する相談窓口の充実
	37	◎	27	食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進
	38	◎	28	みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応
	39	◎	09, 10, 11	食の安全に関する調査・研究の充実
	40	◎	09, 11	食品の放射性物質に係る調査・研究の充実
	41	◎	16, 23	国，都道府県，市町村，関係団体との連携
	42	◎	20	みやぎ食の安全安心推進会議の設置

第4期基本計画



	No	個別施策
安全	01	農業分野における適正な生産資材の製造・流通の促進
	02	畜産業分野における適正な生産資材の製造・流通の促進
	03	水産業分野における適正な生産資材の製造・流通の促進
	04	安全な農産物の生産に向けた指導
	05	安全な畜産物の生産に向けた指導
	06	安全な水産物の生産に向けた指導
	07	安全な林産物の生産に向けた指導
	08	農業分野における調査研究による科学的知見の蓄積
	09	畜産業分野における調査研究による科学的知見の蓄積
	10	水産業分野における調査研究による科学的知見の蓄積
	11	林業分野における調査研究による科学的知見の蓄積
	12	食品営業施設の監視指導の徹底
	13	監視指導計画に基づく食品検査による安全性の確保
	14	食品表示の適正化に向けた調査等の実施
	15	食品等に含まれる放射性物質検査の実施
	16	関係団体と連携した事業者の衛生管理能力向上支援
	17	取組宣言による自主基準の公開
安心	18	食の安全安心に関する県民アンケートの実施
	19	監視指導計画に対するパブリックコメントの実施
	20	みやぎ食の安全安心推進会議の設置
	21	食の安全安心に係る相談窓口の設置
	22	各種広告媒体を使用した積極的な情報発信
	23	食の安全性に関するPRイベント等の開催
	24	食の安全安心に係る各種研修会等の実施
	25	放射性物質に関するリスクコミュニケーションの充実
	26	食育の推進及び食に関する正しい知識の普及
	27	食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進
	28	食の危機管理基本マニュアルの整備及び食の危機管理対応チーム会議による情報共有
	29	継続的に安全を担保するための内部人材育成

第5期基本計画

第5期基本計画における記載方法の変更！

計画名

食の安全安心確保に関する基本的な計画（第4期）



食の安全安心推進基本計画（第5期）

よりシンプルな計画
名に変更

条例第6条

知事は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食の安全安心の確保に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

第5期基本計画における記載方法の変更II

取組成果と今後の課題（おさらい）

第3 これまでの取組成果と今後の課題

1 安全で安心できる食品の供給の確保

安全で安心できる食品の生産及び供給の体制を確保するため、生産者・事業者に対する各種支援を実施しました。また、生産から消費に至る各段階において、監視指導や立入検査を実施しました。

(1) 生産及び供給体制の確立

イ 生産者の取組への支援

食の安全安心のニーズに応える環境にやさしい農業の推進については、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の運営やエコファーマーの認定、有機農業者間の交流等生産者の取組を支援したほか、消費者との交流を行い、消費者の理解促進を図りました。環境保全型農業については、栽培管理に労力を要し、掛かり増し経費が発生することから、取組が拡大していないことが課題です。

農業生産工程管理（GAP）等の普及拡大については、GAP導入団体数を増加することができました。第三者認証取得まで指導できる人材の確保・育成が課題となっています。

農業の適正使用の推進については、研修会等を開催し、安全安心な農産物の供給につなげました。使用記録簿の不備等が依然として見られるのが課題です。

牛のトレーサビリティシステムの推進については、生産履歴を把握できる体制が確立されています。事務的な誤りが起こらないよう、関係者への周知啓発の継続が必要です。

ロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援

土壌環境適正化の推進については、カドミウム基準値超過米発生抑制の指導を行うとともに、基準値超過米が市場に流通しないように処置しました。カドミウム低吸収性イネ県育成品種を現地実証中であり、カドミウム低吸収性イネ品種の一般農家への導入が課題となっています。

家畜伝染病発生予防の徹底については、高病原性鳥インフルエンザの発生経験を踏まえた統一検査マニュアルの作成や地域ごとの防疫演習を実施しました。防疫検査体制の継続が必要です。

貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進については、宮城県漁業協同組合と連携し、検査と出荷自主規制等を行うことにより、食中毒の防止を図りました。貝毒の発生が長期化するなど、生産活動への支障が課題となっています。

ハ 事業者に対する支援

食品等事業者の自主的な衛生管理体制の整備、HACCPの理解を深め、HACCP認証取得の促進、HACCP制度化に伴う周知徹底が課題となっています。

個別施策
毎に記載

第3 これまでの取組成果と今後の課題

I 安全で安心できる食品の供給の確保

1 生産及び供給体制の確立

(1) 生産者の取組への支援

●→ 食の安全安心のニーズに応える環境にやさしい農業の推進については、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の運営やエコファーマーの認定、有機農業者間の交流等生産者の取組を支援したほか、消費者との交流を行い、消費者の理解促進を図りました。環境保全型農業については、栽培管理に労力を要し、掛かり増し経費が発生することから、取組が拡大していないことが課題です※1。

●→ 農業生産工程管理（GAP）等の普及拡大については、GAP導入団体数を増加することができました。第三者認証取得まで指導できる人材の確保・育成が課題となっています※2。

●→ 農業の適正使用の推進については、研修会等を開催し、安全安心な農産物の供給につなげました。使用記録簿の不備等が依然として見られるのが課題です。

●→ 牛のトレーサビリティシステムの推進については、生産履歴を把握できる体制が確立されています。事務的な誤りが起こらないよう、関係者への周知啓発の継続が必要です※3。

※1 環境負荷低減については、第5期計画以降は関連計画「宮城県みどりの食料システム戦略推進基本計画」において推進します。

※2、※3 農業生産工程管理、牛トレーサビリティについては、第5期計画以降は関連計画「みやぎ食と農の県民条例基本計画」において推進します。

(2) 農林水産物生産環境づくり支援

●→ 土壌環境適正化の推進については、カドミウム基準値超過米発生抑制の指導を行うとともに、基準値超過米が市場に流通しないように処置しました。カドミウム低吸収性イネ県育成品種を現地実証中であり、カドミウム低吸収性イネ品種の一般農家への導入が課題となっています。

●→ 家畜伝染病発生予防の徹底については、高病原性鳥インフルエンザの発生経験を踏まえた統一検査マニュアルの作成や地域ごとの防疫演習を実施しました。防疫検査体制の継続が必要です※。

●→ 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進については、宮城県漁業協同組合と連携し、検査と出荷自主規制等を行うことにより、食中毒の防止を図りました。貝毒の発生が長期化するなど、生産活動への支障が課題となっています。

※ 家畜伝染病発生予防については、第5期計画以降は関連計画「みやぎ食と農の県民条例基本計画」において推進します。

推進会議で評価をもらっている小分類ごとの記述に変更

施策及び課室ごとの取組を簡条書きで簡潔に表記

第5期基本計画における記載方法の変更III

施策の展開（新基本計画の全容）

I 安全で安心できる食品の供給の確保

1 生産及び供給体制の確立

(1) 生産者の取組への支援



食品の生産においては、安全で安心できる食品を望む消費者の期待に応えられるよう、生産者自らが食の安全安心の必要性を身近に感じ、取り組むことが必要であることから、その取組を促進します。

イ 環境にやさしい持続可能な農業の推進（施策1）

農業の自然循環機能を維持増進し、持続可能な農業の確立を図るため、複数の農業者で構成される団体等を対象に環境保全型農業直接支払交付金により、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動（堆肥の施用、有機農業等）を支援します。県独自のみやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度を運営し、化学合成農薬及び化学肥料の使用を低減した農産物の生産を推進するほか、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づく導入計画の認定者（エコファーマー）の育成を図ります。

また、施設園芸においてICTを活用した高度な環境制御による生産性の向上に加え、環境に配慮した技術導入に取り組むことで、持続可能な農業生産を推進します。

ロ 農業生産工程管理（GAP）の普及拡大（施策2）

食の安全に関する生産者の意識を高め、生産された農産物の安全性等を確保する手法として、国際水準GAPの導入や認証に向けた取組を推進します。

推進にあたっては、県と関係団体で構成する宮城県GAP推進会議において推進方針等を共有するとともに、研修会の開催やGAP指導員による現地指導を行い、GAPの普及拡大を図るほか、指導員資格取得研修への派遣等により、GAP指導員の確保・育成を図るとともに、農業教育機関に対してGAP認証取得に向けた支援を行い、GAPに関する教育の充実を図ります。

ハ 農業の適正使用の推進（施策3）

農業生産の安定と安全な農産物生産へつなぐため、生産者と連携しながら指導体制を維持するとともに、農薬の適正使用に関する農薬危害防止運動を実施し、啓発リーフレット等の作成・配布等を行うことにより、農業の適正使用による安全な農産物の生産を促進します。

さらに、農業取扱者の資質向上を図るため、研修会の開催、認定試験及び更新研修を実施します。

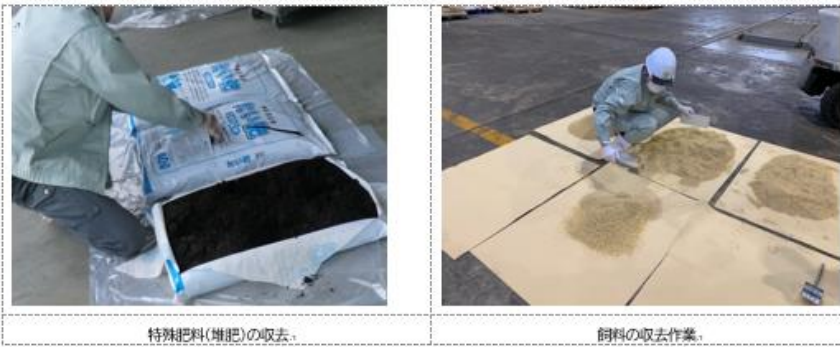
個別施策
毎に記載

小分類 (1)： 適切な生産資材製造業者の監視・検査	
農業を含む生産資材製造・流通事業者を対象とした各種検査・監視・指導等により、安全な資材の流通販売の環境確保を実現します。	
	
数値目標	
	R5 年度基準値
	R13 年度目標値
(農業分野) ●●●	0
(畜産分野) ●●●	0
(水産分野) ●●●	0

- ・ 個別施策の内容よりも小分類の達成を重要視
- ・ 小分類ごとの記述に変更
- ・ 数値目標を先に記述

施策1:	農業分野における適正な生産資材の製造・流通の促進。
みやぎ県:	●→ 安全で安心な農産物を供給するため、農業取締法に基づき、農業販売者に対して、適正な届出の実施、倉庫での保管管理、店頭での展示販売に対する検査を実施します。
施策2:	畜産分野における適正な生産資材の製造・流通の促進。
畜産課:	●→ 家畜用飼料の安全性の確保のため、飼料安全法に基づき、飼料製造及び販売業者への立入検査を実施します。
家畜課:	●→ 家畜に使用される医薬品の適正な流通を確保するため、薬機法に基づき、動物用医薬品販売業者の監視指導を実施します。
施策3:	水産分野における適正な生産資材の製造・流通の促進。
水産課:	●→ ●●●のため、飼料安全法に基づき、養魚用飼料製造工場の立入検査及び飼料の取去検査を行い、養魚飼料の安全性を確保します。

どの課室が何をするのかを簡潔に明記することで、小分類との関連性が分かりやすくなる



特殊肥料(堆肥)の取去

飼料の取去作業

取組内容を想像しやすいようイメージ図を貼付

第5期基本計画における記載方法の変更Ⅳ

計画の推進

第5 計画の推進

食品安全行政においては、農林水産、食育等各行政分野と密接な関係があることから、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」、「水産業の振興に関する基本的な計画」、「みやぎ森と緑の県民条例基本計画」、「宮城県食育推進プラン」等の関連計画と連携及び調和を図りながら基本計画を推進する必要があります。また、基本計画を着実に推進するため、進捗状況の点検を行うとともに、推進会議に点検結果を報告し、食の安全安心の確保に関する施策に反映していきます。さらに、県民に対する説明責任を果たすため、食の安全安心の確保に関して講じた施策の実施状況については、毎年度、議会に報告するとともに、広く県民に公表し、着実な基本計画の推進に努めていきます。

なお、施策の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、感染拡大防止のための「新しい生活様式」に基づいた実施方法について配慮します。



第5 計画の推進と関連計画

食品安全行政においては、農林水産、食育等各行政分野と密接な関係があることから、より効率的・効果的な施策の展開となるよう、下記の各部局が所管する関連計画との連携を図りながら基本計画を推進する必要があります。また、基本計画を着実に推進するため、進捗状況の点検を行うとともに、推進会議に点検結果を報告し、食の安全安心の確保に関する施策に反映していきます。

さらに、県民に対する説明責任を果たすため、食の安全安心の確保に関して講じた施策の実施状況については、毎年度、議会に報告するとともに、広く県民に公表し、着実な基本計画の推進に努めていきます。

宮城県食育推進プラン		担当部局：保健福祉部	
計画概要	健全で豊かな食生活を次世代へ継承するとともに、一人一人が自らの食に関する考え方や正しい知識、郷土の食への愛着を持ち、健やかに宮城で暮らせるよう、食育の推進を図ることで、県民の皆様が生産にわり健康で心豊かな生活を送れるよう策定したプランです。		
みやぎ食と農の県民条例基本計画		担当部局：農政部	
計画概要	「みやぎ食と農の県民条例」で掲げる4つの目標（安全で安心な食料の安定供給、農業の持続的発展、多面的機能の発揮、農村の総合的な振興）を実現するため、農業・農村の振興に関する概ね10年間の期間として定めた計画です。		
宮城県みどりの食料システム戦略推進基本計画		担当部局：農政部	
計画概要	「みどりの食料システム法」に基づき、農林漁業者の環境負荷低減事業活動などを促進することにより、本県の農林水産業が持続的に発展し、我が国における食料供給基地としての役割を果たしていけるよう、県と市町村が共同で策定するものです。		
水産業の振興に関する基本的な計画		担当部局：水産林政部	
計画概要	「みやぎ海とさかなの県民条例」に掲げる基本理念の実現に向け、本県水産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、現計画は、新たに取り組むべき課題や近年の本県水産業を巡る情勢変化に対応できる本県水産業の新たな総合計画です。		
みやぎ森と緑の県民条例基本計画		担当部局：水産林政部	
計画概要	本県の森林、林業・木材産業の振興と森林の整備・保全に関する施策の強化に向けて、本県の目指すべき森林、林業・木材産業の将来像と行政運営の理念、平成30年度から令和9年度までの10年間に取り組むべき施策や到達目標などを提示しています。		

関連計画とQR（各課室HP）を表記

関連計画で何を担当するのかを概要で説明することで、基本計画で取り扱わない部分を強調